

凡例... 日時(日程)、 会場・場所、 内容、 対象・定員、 講師、 出演、 費用(記載の無い催しは無料)、 持ち物、 申し込み、 問い合わせ

# 市民のひろば

## 【「もしも」講座】

回 6月4日(金)14時~16時 函女性センター 函遺言書の書き方等 函弁護士・石橋伸子氏 費500円(資料代) 函&函NPO法人にっち倶楽部(☎35-5160)

## 【加齢クラブ】

回 6月5日(土)10時~12時 函市民センター206室 函「脳」カアップのための生活技術ほか 費1,000円 函15人 函&函NPO法人シニア生活設計サポート結(☎31-8389)

## 【市民ハイキング】

回 6月6日(日)8時30分~ 函阪急芦屋川駅北広場 道場駅 大岩ヶ岳 道場駅 費700円(保険・電車代等) 函弁当等 函芦屋登山会・大山(☎31-1923)

## 【ケアスタッフ・スキルアップ講座】

函 理学療法士と共に介護技術を振り返る 在宅ケアに理学療法士のノウハウを活かす 回 6月6日~8月7日(全6回) 6月5日~23日(全3回) 函あしや喜楽苑 函理学療法士 函とも、ヘルパー2級以上・介護福祉士の有資格者、先着で各30人 費 30,000円(6回分) 18,000円(3回分) 函電話で下記へ 函あしや喜楽苑・企画部(☎34-9287)

## 【折り紙教室】

回 6月9日(水)10時~12時 函図書館・集会室 函段谷貞子氏 函折り紙、はさみ、のり 函段谷(☎34-2546)

## 【母と子のいこいの部屋】

回 6月8・15・22・29日(火)10時~11時30分 函図書館・集会室 函母と子が絵本や紙芝居からおはなしに親しむ 函バルーン・津田(☎32-2610)

## 【おはなし作りの部屋】

回 6月9・16・23・30日(水)10時~12時 函図書館・集会室 函作品制作、人形劇の練習 函ぶりん・岡山(☎31-6801)

## 【中高生年代のためのやすらぎの部屋】

回 6月12・26日(土)13時~16時30分 函図書館・集会室 函中学生・高校生の年代のかたに時間・空間を開放し、自由に勉強や読書を楽しんでもらうための企画 函ヨッシーくらぶ・守上(☎23-6854)

## 【ボランティア・カフェ・ボンボン(美術博物館併設喫茶)臨時開店】

回 6月12日(土)・27日(日)10時~17時 函美術博物館併設喫茶店 函美術博物館で開催の「芦屋市展」にあわせ、開催初日と最終日に開店します。コーヒー、紅茶、ケーキ、軽食ほか 函芦屋おたすけたい・加藤(☎31-7405)

## 【浜風の家主催】

函 一日工作教室 絵本のおみかせ会 コンピュータ講座 子ども絵画教室 人形劇と交流会(要予約) 回 6月12日(土)13時30分~15時 13日(日)10時30分~16日(水)13時30分~14時45分 24日(木)13時30分~15時 26日(土)13時30分~15時30分 函浜風の家(☎35-5700)

## 【芦屋川カレッジ学友会公開講演会】

回 6月14日(月)10時~11時30分 函ルナ・ホール 函自然の食料と食品は安全か 函京都大学名誉教授・獅子山慈孝氏 函直接会場へ 函稲館英雄(☎23-1043)

## 【建築相談会】

回 6月16日(水)16時~17時30分 函エコーこづち・21(打出小槌町4-16) 函熟年建築家と語る安心・安全な住まいとは 函一級建築士 函越智(☎090-2040-0389)

## 【NPO・コミュニティ・ビジネスに関する無料相談会(要予約)】

回 6月18日(金)13時~17時 函女性センター 函NPOさんびいす(☎22-8896)

## 【芦屋子育て講座】

回 6月18日(金)10時~11時30分 函市民センター211室 函変わる時代の子育て 函倫理研究所・藤本邦子(☎32-2055)

## 【ケナフの苗の配布とケナフクッキー】

回 6月19日(土)14時~16時 函市民センター料理室 函苗1ポット100円・クッキー材料300円 函20人 函&函あしやエコクラブ・岩野(☎23-1350)

## 【八十塚古墳群と徳川大坂城探石場を考えるシンポジウム】

回&函6月20日(日)13時~ 阪急芦屋川15時・商工センター 函現地見学講演 函石部正志氏・佐久間貴士氏ほか 函30人 函&函関西文化財保存協議会・伊井(☎072-759-8075)

## 【6月のヘルシー日本料理教室】

回 6月19日(土)10時~12時 函市民センター料理室 函煮物椀・炊き合せ・八寸ほか 費2,000円 函15人 函&函NPO法人シニア生活設計サポート結(☎31-8389)

## 【桂福団治手話寄席】

回 6月27日(日)、14時 函照善寺(☎22-5689) 上宮川町10-12 函手話落語、舞踊、漫才 函日本手話落語協会(☎06-6692-7165)

## 【協会長杯バドミントン大会】

回 6月27日(日)9時~17時 函体育館・青少年センター 函ダブルス・団体リーグ戦 函市在住・在勤・在学者 函1,500円(高校生800円) 函&函はがきに住所・氏名・電話番号を明記し15日(火)までに松崎明(☎22-7426) 竹園町2-18へ

## 【シェイプアップダンス無料講習】

回&函6月中(火・土)浜風集会所(木)体育館・青少年センター(木)大原集会所 函アトランダム・山本(☎22-7526)

## 美味なヤナギマツタケ

精道町 福嶋忠嗣

精道小学校東門前の街路樹は今はナンキンハゼの若木ですが、大震災以前はドロノキの巨木がつつそうと繁る立派な並木でした。反面、台風時になれば、枝打ちが間に合わず、大量の落葉に悩まされたこともあつて、震災を機に取り替えられたと聞きます。六月と九月の大雨頃になると、辺り一面に天然の黒砂糖の微かな薫りが立ち込めます。ドロノキに完全防備(毛虫対策)でハシゴにのぼって見ると、樹冠の中に白い傘を広げたヤナギマツタケの群落が顔を出しています。キノコは一般的に腐った樹木に付きませんが、このキノコは生きている樹木にしか着床しない珍しいキノコです。このようなキノコに毒性のあるものは一切ありません。大体一回にバケツ一杯分の収穫でした。時によると傘の直径が30cmにもなるものもありました。調理法は油を引いたフライパンで軽く炒め、少し醤油を垂らしたものが最高です。その食感はいタケのようで、食味は黒砂糖まぶしのマツタケのようです。私たちのまち芦屋で食べることができた最高に贅沢な食習慣を失ったことは大変残念です。このような緑と市民の接し方を失ってはならないと思うのです。

# マイ・オピニオン

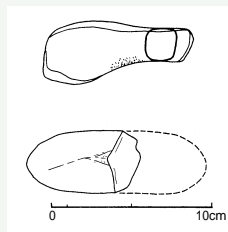
## 土中からのメッセージ

### 芦屋考古学再発見 種の継続と豊饒を願った古代の人々

昭和三〇年代に発掘調査され、弥生時代のムラの全容が解明された会下山遺跡は、その後、兵庫県史跡第一号に指定され、市民に親しまれる憩いの場となっております。眺望に恵まれたこの遺跡には、竪穴住居跡・墓・倉庫・火たき場などがみつかっていますが、最も高い所には祭壇が発掘されています。この場所には石組があり、男性性器を形どった石製品が出土しました。砂岩製で全長9cmを測り、自然石の一部を叩き、刻みを施して形を整えたものです。興味深いことに、「J住居跡からは女性性器を模した石製品が発掘されています。半分を欠く花崗岩石材を利用したおよそ十一cmぐらいに還元できる遺物で、上面中央に幅一cmの裂痕がみられます。二つの遺物に共通することは性器を模していること、赤斑が認めら

れることで、弥生時代のムラの祭りにセットで用いられたことも考えられます。周辺では、西宮市五ヶ山遺跡で男根状石製品が、大阪府池上首根遺跡で木製男根が出土しており、東大阪市瓜生堂遺跡ではお墓から男女ペアの生殖器遺物が検出されています。さて、このような遺物には、東アジアでどのような歴史的系譜があるのでしょうか。中国では、新石器時代龍山文化期に土製男根がみられ、秦漢代には青銅製男根が、唐代には緑釉陶器で作られたものもみられます。会下山遺跡が形成された弥生社会では男女の木製偶像も数多く作っており、その中には性器を表現したものも認められます。さかのぼって、縄文時代には男性のシンボルとして石棒を、妊娠

した女性を土偶に象徴しており、種を継続させ、豊饒を祈願することは、原始・古代の人々にとって、大変重要な行為と世界であったようです。民俗例では、性器形の祭具をお田植祭など予祝行事に用いており、多産のシンボルである「山の神」に捧げる習俗が知られており、今後考古学でも祭祀の実態に迫る研究が続けられることでしょう。



兵庫県史跡第一号 会下山遺跡 男性性器を模した石製品 女性性器を模した石製品 (「会下山遺跡」1964年刊より)

問い合わせ 文化財課 ☎319066

## 有料広告を募集します

問い合わせ 広報課 ☎38-2006

「広報あしや」では本年度から有料広告を募集しています。

掲載ページ 1日号・8ページのこの欄、15日号・4ページのこの欄

広告料 1種広告(66mm×120mm)・50,000円 2種広告(66mm×245mm)・100,000円

いずれも広告原稿は、完全版下でお願いします。

版下制作を依頼される場合は、別に制作費が必要です。

広告料金は、市指定の納付書で納付してください。

申し込み 広報発行日の30日前までに、市長あての広告掲載申込書に

広告案を添えて、広報課または㈱一新社へ提出してください。

広告取扱委託業者 株式会社 一新社 ☎06-6231-2103

広告の内容 (「広報あしや」広告掲載取扱要領より抜粋・第2条)

広報に掲載できる広告は、市の広報紙としての品位、公共性および公益性を妨げないものであって、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- (1) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝および人材募集に類するもの
- (4) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (6) 公益性及び公共性が認められないもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか市の広報紙に掲載する広告として市長が適当でないと思えるもの